

令和3年 第6回

仙北市農業委員会総会議事録

令和3年5月7日(金)開催

仙北市農業委員会

1.開催日時 令和3年5月7日(金)午前9時～

2.開催場所 仙北市角館庁舎1階「101・102会議室」

3.出席農業委員 (16人)

1番	佐藤和	2番	佐藤孝典
3番	草薨良孝	5番	小玉均
6番	佐藤一也	7番	大石知
8番	小田嶋比左子	9番	千葉智永
10番	藤村紀章	11番	青柳良信
12番	門脇博美	13番	齋藤瑠璃子
14番	高橋政敏	15番	荒木田浩生
16番	眞崎純孝	17番	藤村隆清

4.欠席委員 (1名)

4番 鈴木八寿男

5.議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5 1.報告

(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出

について

- (2) 農地の転用事実に関する回答書について
1. 議事
- (1) 議案第17号
- 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第18号
- 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第19号
- 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第20号
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- (5) 議案第21号
- 現況非農地証明願に対する可否決定について
- (6) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 嶋村寅年子 局長補佐 桎尾健

主査 竹下義博

7. 書記

主査 竹下義博

8. 議事録署名員

11番 青柳良信 12番 門脇博美

9. 会議の概要

- 会長 これより第6回仙北市農業委員会総会を開催致します。
- 議長 本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)
- 議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。
- 『異議無し』の声あり
- 議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に11番青柳委員、12番門脇委員を指名します。会議書記は竹下主査を指名します。
- 議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。
- 『異議無し』の声あり
- 議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。
- 嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時2分)
- 議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。
- 嶋村局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》
- 桎尾補佐 《(2)農地の転用事実に関する回答書について》
- 議長 それでは議事に入ります。議案第17号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明を求めます。
- 桎尾補佐 議案第17号について、内容の説明を致します。
- 整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条有償移転案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は

檜尾補佐 経営規模の縮小及び経営規模の拡大となります。売買金額は10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は経営規模の縮小及び経営規模の拡大となります。売買金額は10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。こちらは3条調書も確認をお願いします。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番及び2番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
『無し』の声あり

議長 無いですので、許可することにご異議ございませんか。
『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第17号農地法第3条の規定による許可申請については、許可とすることに決定します。(9時14分)

議長 次に議案第18号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について、内容を説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡となります。申請人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。転用

檜尾補佐 目的は個人農林業施設、施設の内容は農業用施設増改築となります。転用理由につきましては、市の道路拡張により住宅敷地の一部が買収されることとなり、住宅敷地が手狭になることから、申請地を転用し、農業用施設の移転と増改築を行うためとなります。なお、仙北農業振興地域整備計画書については用途変更が済んでおります。資料をご覧ください。面積については事務局で確認し、妥当であると考えております。仙北市〇〇土地改良区から意見書として同意をいただいております。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可相当と決定することにご異議ございませんか。
『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第18号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定します。(9時19分)

議長 次に議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 議案第19号農地法第5条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、5条使用貸借案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さん・〇〇さんとなります。転用目的は一般個人住宅、施設の内容につきましても一般個人住宅となります。

梶尾補佐 転用理由につきましては、現在、借受人は両親と同居しているが、今後を考慮し、住宅建築用地を探したが、要件に合致する土地が無く、やむなく父親所有農地である当該地を選定したためとなります。こちらは仙北農業振興地域整備計画書から除外済となっております。資料をご覧ください。資金計画につきましては資金計画の裏付けをとっております。排水計画につきましては合併浄化槽で処理を行うこととなります。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、許可相当と決定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第19号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定します。(9時23分)

議 長 次に議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。7番大石委員。

《7番大石委員 退席》(9時23分)

議 長 整理番号4番から6番及び52番から66番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 議案第20号整理番号4番から6番及び52番から66番について、説明を致します。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇

筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の合同会社〇〇となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇ヶ月間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

52番から66番は農地中間管理事業の案件となります。いずれも〇〇のほ場整備に関わる集積案件で、受け手が合同会社〇〇及び認定農業者の方となっております。農地の大半は田沢湖〇〇地区となっております。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長	異議無しと認めます。議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用		《9番千葉委員 復席》(9時29分)
	地利用集積計画の承認についての整理番号4番から6番及び52番から66	議 長	利害関係者の退席を求めます。16番眞崎委員。
	番について、適正と認めることに決定します。(9時27分)		《16番眞崎委員 退席》(9時29分)
議 長	利害関係者の復席を求めます。	議 長	それでは整理番号22番について事務局より説明をお願いします。
	《7番大石委員 復席》(9時27分)	竹下主査	整理番号22番の内容について、説明を致します。
議 長	利害関係者の退席を求めます。9番千葉委員。		整理番号22番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇
	《9番千葉委員 退席》(9時28分)		〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。利用権を設定する
議 長	それでは、整理番号20番について事務局より説明をお願いします。		者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地
竹下主査	整理番号20番の内容について、説明を致します。		区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年
	整理番号20番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇		額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。
	〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の再設定案件となります。利用権を設定する者は	議 長	説明が終わりました。現地確認報告を14番高橋代理よりお願いします。
	田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の	14番高橋	《現地確認報告》
	〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇	議 長	現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
	〇円となります。内容の説明は以上となります。		『無しの声あり』
議 長	説明が終わりました。現地確認報告を15番荒木田委員よりお願いします。	議 長	無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。
15番荒木田	《現地確認報告》		『異議無し』の声あり
議 長	現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。	議 長	異議無しと認めます。議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用
	『無し』の声あり		地利用集積計画の承認についての整理番号22番について、適正と認めるこ
議 長	無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。		とに決定します。(9時31分)
	『異議無し』の声あり	議 長	利害関係者の復席を求めます。
議 長	異議無しと認めます。議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用		《16番眞崎委員 復席》(9時31分)
	地利用集積計画の承認についての整理番号20番について、適正と認めるこ	議 長	利害関係者の退席を求めます。14番高橋代理。
	とに決定します。(9時29分)		《14番高橋代理 退席》(9時31分)
議 長	利害関係者の復席を求めます。	議 長	それでは整理番号49番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号４９番の内容について、説明を致します。

整理番号４９番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農業公社をとおしての新規賃貸借案件となります。

利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、１０ａ当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を７番大石委員よりお願いします。

７番大石 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第２０号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号４９番について、適正と認めることに決定します。（９時３３分）

議 長 利害関係者の復席を求めます。

《１４番高橋代理 復席》（９時３３分）

議 長 利害関係者の退席を求めます。１１番青柳委員。

《１１番青柳委員 退席》（９時３３分）

議 長 それでは整理番号７５番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号７５番の内容について、説明を致します。

竹下主査 整理番号７５番、農地の所在は角館町〇〇地区・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農業公社をとおしての新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設

竹下主査 定を受ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、１０ａ当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を鈴木委員欠席のため、事務局よりお願いします。

竹下主査 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第２０号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号７５番について、適正と認めることに決定します。（９時３４分）

議 長 利害関係者の復席を求めます。

《１１番青柳委員 復席》（９時３５分）

議 長 利害関係者の退席を求めます。１３番齋藤委員。

《１３番齋藤委員 退席》（９時３５分）

議 長 それでは整理番号８４番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号８４番の内容について、説明を致します。

整理番号８４番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農業公社をとおしての新規賃貸借案件となります。

利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、１０ａ当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号84番について、適正と認めることに決定します。(9時36分)

議 長 利害関係者の復席を求めます。

《13番齋藤委員 復席》(9時37分)

議 長 それでは、決定案件を除いて事務局より説明をお願いします。

竹下主査 今回の利用集積計画は、所有権移転の案件が3件、利用権の設定案件が10件、権利の移転案件が3件、再設定の案件が13件、農地中間管理事業案件が57件、合計86件となっております。先程、通常の経営基盤強化促進法に基づく新規及び再設定の案件、並びに農地中間管理事業の案件につきましては説明致しましたので、関連する案件の説明は割愛し、所有権移転の案件整理番号1番から3番までの3件について説明致します。

整理番号1番及び2番は公社特例売買事業の案件となります。あわせて説明致します。本事業は、公社が農家から農地を取得し、受け手農家と6年から10年間の割賦売買契約を締結し、農地の代金は分割納入し、期間終了後農地を移転するものです。本事業に係る農地の所有者は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借権及び利用権の設定により現在耕作している方へ売買するものです。

竹下主査 整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。所有権の移転を受ける者は公益社団法人〇〇、その後6年間の分割支払により買受予定者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。所有権の移転を受ける者は公益社団法人〇〇、その後7年間の分割支払により買受予定者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。所有権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、売買価格は10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議 長 説明が終わりました。再設定案件及び農地中間管理機構関連の案件については、現地確認報告を省略致します。整理番号1番、2番、9番から11番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議 長 整理番号3番と8番について、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《現地確認報告》

議 長 整理番号7番について、15番荒木田委員よりお願いします。

15番荒木田 《現地確認報告》

議 長 整理番号12番と16番について、3番草薨委員よりお願いします。

3 番草 彌	《 現 地 確 認 報 告 》	檜 尾 補 佐	筆、面積〇〇㎡となります。所有者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。非農
議 長	整理番号13番について、12番門協委員よりお願いします。		地の事由につきましては、申請地は平成〇〇年月日不詳より原野化してお
12 番門 協	《 現 地 確 認 報 告 》		り、今後耕作を行うことは難しいことから現況に即した地目へ変更するため
議 長	整理番号14番、15番について、7番大石委員よりお願いします。		となります。
7 番大 石	《 現 地 確 認 報 告 》		整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇
議 長	現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。		筆、面積〇〇㎡となります。所有者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。非農
	『無し』の声あり		地の事由につきましては、申請地は平成〇〇年月日不詳より原野化してお
議 長	無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。		り、今後耕作を行うことは難しいことから現況に即した地目へ変更するため
	『異議無し』の声あり		となります。内容の説明は以上となります。
議 長	異議無しと認めます。議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用	議 長	説明が終わりました。現地確認報告を整理番号1番及び2番について、5
	地利用集積計画の承認については、整理番号4番から6番、20番、22番、		番小玉委員よりお願いします。
	49番、52番から66番、75番及び84番を除いて、適正と認めることに決	5 番小 玉	《 現 地 確 認 報 告 》
	定します。(9時48分)	議 長	整理番号3番について、13番齋藤委員よりお願いします。
		13 番齋 藤	《 現 地 確 認 報 告 》
議 長	次に議案第21号現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程し	議 長	現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
	ます。事務局より説明をお願いします。		『無し』の声あり
檜 尾 補 佐	議案第21号現況非農地証明願に対する可否決定について、内容の説明	議 長	無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。
	を致します。		『異議無し』の声あり
	整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇	議 長	異議無しと認めます。議案第21号現況非農地証明願に対する可否決定に
	筆、面積〇〇㎡となります。所有者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。非農		ついて、許可することに決定します。(9時53分)
	地の事由につきましては、申請地は平成〇〇年月日不詳より原野化してお		
	り、今後耕作を行うことは難しいことから現況に即した地目へ変更するため	議 長	予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説
	となります。		明をお願いします。
	整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇	檜 尾 補 佐	協議事項 令和4年度農林関係税制改正の要望の提出について

嶋村局長

連絡事項 今後の日程について

5月25日(火)農用地利用調整会議(午前9時～)

角館庁舎1階「101・102会議室」

6月 4日(金)第7回農業委員会総会(午前9時～)

角館庁舎1階「101・102会議室」

農政専門委員会(総会終了後)

角館庁舎1階「101・102会議室」

議長

これで令和3年第6回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様で

した。(9時57分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和3年5月7日

議長

署名員 11番

署名員 12番